

## 特定施設に係る設置・変更時の届出一覧

届出の事由	手続きの種類	提出期限	添付書類
指定地域内で新たに特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出書	工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図及び近隣状況図</li> <li>・敷地内の建物配置図</li> <li>・建物平面図 (特定施設が設置される階のみ)</li> <li>・特定施設の配置状況図 (最も近い敷地境界までの距離を記入したもの)</li> <li>・特定施設の仕様書など、定格出力や能力がわかるもの</li> <li>・発生源での騒音や振動レベルがわかるもの</li> <li>・防音及び防振措置を講じる場合は、措置等の資料</li> <li>・騒音又は振動の処理方法概要書</li> </ul>
特定施設の種類ごとの数が、直近の届出の2倍を超えて増加するとき(騒音)	種類ごとの数変更届出書(騒音)	変更に係る工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設の配置状況図 (最も近い敷地境界までの距離を記入したもの)</li> <li>・特定施設の仕様書など、定格出力や能力がわかるもの</li> <li>・発生源での騒音や振動レベルがわかるもの</li> <li>・防音及び防振措置を講じる場合は、措置等の資料</li> <li>・騒音又は振動の処理方法概要書</li> </ul>
種類及び能力ごとの数が増加するとき(振動)	種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法変更届出書(振動)		
特定施設の使用開始・終了時間を変更するとき(振動)			
騒音(振動)の防止の方法を変更することに伴い、騒音(振動)の大きさが増加するとき	騒音(振動)の防止の方法変更届出書	変更の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防音及び防振措置等に関する資料</li> <li>・騒音又は振動の処理方法概要書</li> </ul>
届出者の氏名又は名称及び住所、法人の代表者を変えたとき	氏名等変更届出書	変更の日から30日以内	
特定施設のすべてを譲り受けたとき	承継届出書	承継した日から30日以内	
相続、合併、分割により特定施設のすべてを承継したとき			
特定施設の全ての使用を廃止したとき	特定施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内	

※提出部数は2部(正・副)です。